平成２３年（フ）第２７４号
愛知県一宮市開明字出屋敷69番地１
債務者　岩田　京子
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３７号
愛知県刈谷市今川町山脇57番地１　メゾン南富士松101号、住民票上の住所堺市中区深井東町368番地５
債務者　山名　邦昌
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
愛知県安城市緑町１丁目９番地４　タウンコート二本木Ⅱ―105
債務者　吉田　厚美（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
奈良県生駒市あすか野北１丁目13番８号
債務者　佐竹　英典
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵568番地の１公営住宅１―201号
債務者　譜久原伊津子（旧姓吉川）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５１号
奈良県桜井市大字大福433番地の１
債務者　疋田久美子（旧姓中尾）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目10番12号
債務者　塚嵜　溶子
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２０７号
福岡県久留米市梅満町1154番地１
債務者　木下　優一
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１８号
福岡県久留米市東櫛原町2083番地８
債務者　野田　時江
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０３号
北海道登別市鷲別町３丁目17番地５　相沢アパート
債務者　三上　秀樹
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
盛岡市上田１丁目18番60―302号
債務者　佐藤佐知子
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０２８号
京都府向日市上植野町浄徳８番地の２　ドミール西向日305
債務者　市村　初美
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６３号
京都市中京区六角通室町西入玉蔵町123番地ＡＵＩ六角室町505号
債務者　遠藤　隆信
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５５号
京都市北区上賀茂朝露ヶ原町４―51、住民票上の住所京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下９番地１
債務者　中村　智美（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０８号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目29番17号
債務者　細見　忠夫
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２１号
奈良市神殿町158番地　グランドハイツ森川301号
債務者　岸田　　稔（旧姓西）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３２号
奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目11番地６
債務者　太田　裕美
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
奈良地方裁判所